

宝塚市いじめ問題再調査委員会

いじめ防止対策推進法第 30 条 2 項に基づく調査について（諮問）

いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 28 条第 1 項により調査された、宝塚市立中学校生徒転落事案の調査結果について、第 30 条第 2 項に基づく調査を行っていただくよう諮問します。

なお、当該調査にあたっては、法及びいじめ防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定、平成 29 年 3 月改定）、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）に従い、次の事項については、重点的に調査していただきますようお願いします。

- 1 当該生徒に対するいじめの事実を調査すること。
- 2 上記 1 において認定されたいじめと、当該生徒の自死との関連性を調査すること。
- 3 当該事案に至るまでの当該校の対応並びに事案発生後の当該校及び市教育委員会の重大事態に対する対応を調査し、課題を検証すること。
- 4 上記の結果を踏まえ、今後のいじめ防止に向けた提言を行うこと。

令和元年（2019 年）7 月 7 日

宝塚市長 中 川 智

